

民法2 物権

山本敬三 監修

石綿はる美 = 白石 大 = 水津太郎 著

担当編集から

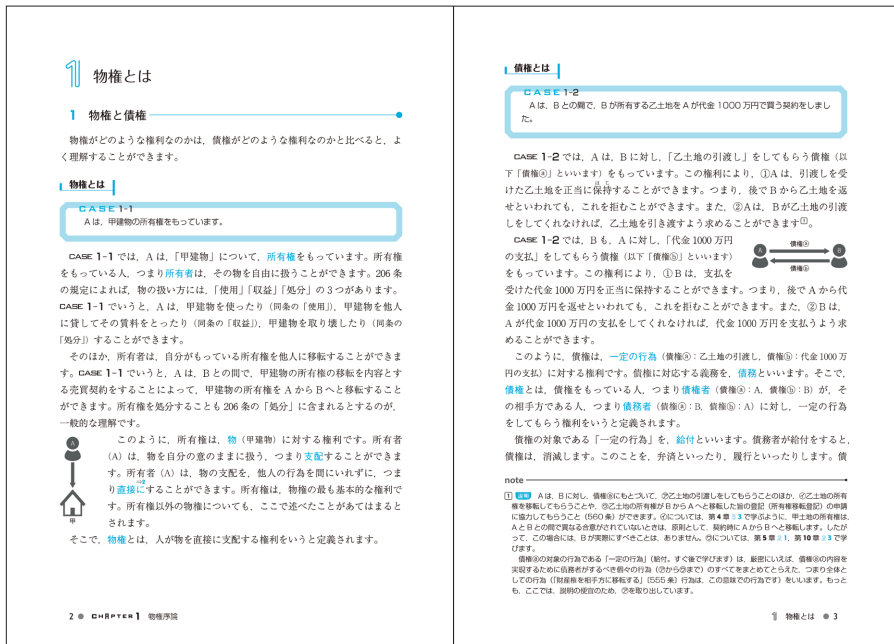
「ぜんぶ、ちゃんと、書いてある。」で
大好評のストゥディア民法シリーズ
に、ついに物権編が登場です！

シリーズの他巻同様「当たり前のことを省かない」
「論理のステップを飛ばさない」とにかく丁寧な解説を
心がけました。そして、豊富なCASE・図表によって、
難解な物権をわかりやすく解きほぐすことを追求してい
ます。本書が完成するまでに20回を超える会議をおこ
ない、どうすれば躓かずに最後まで読み通せるのか、徹
底的に検討していただきました。その結果、これまでに
ない新しい物権のテキストになったと思います。初めて
物権を学ぶ方はもちろん、一度学んでみただけど苦手意
識があるという方にも、ぜひ手に取っていただきたい一
冊です。

最後に……本書の刊行をもって、ついにストゥディア
民法シリーズ全7巻が揃いました。民法という広大な
「海」を迷わずに渡りきるための海図として、本シリー
ズがみなさまの民法学習のお役に立てることを心より
願っています。(I&O&I)

Point

2色刷り、図表も豊富でわかりやすい



民法2 物権

CIVIL LAW 2



監修 山本敬三

著 石綿はる美
白石 大
水津太郎

有斐閣 ストゥディア

CIVIL LAW 2

ぜんぶ、ちゃんと、
書いてある。

大好評のストゥディア民法、ついに堂々完結！

考える力を養おう
*
自分から
学びを深めよう
*
なおかつ
コンパクト！



有斐閣

レベル - 用途 - 対象 -

初級 学習 学部

詳細
を見る



2025年3月発売 / 394頁 / 定価2750円(税込)

A5判 / 並製

1 物権とは

1 物権と債権

物権がどのような権利なのかは、債権がどのような権利なのかと比べると、よく理解することができます。

1 物権とは

CASE 1-1
Aは、甲建物の所有権をもっています。

CASE 1-1では、Aは、「甲建物」について、**所有権**をもっています。所有権をもっている人、つまり**所有者**は、その物を自由に扱うことができます。206条の規定によれば、物の扱い方には、「使用」「収益」「処分」の3つがあります。CASE 1-1でいうと、Aは、甲建物を使ったり(同条の「使用」、甲建物を他人に貸してその賃料をとったり(同条の「収益」、甲建物を取り壊したり(同条の「処分」)することができます。

そのほか、所有者は、自分もっている所有権を他人に移転することができます。CASE 1-1でいうと、Aは、Bとの間で、甲建物の所有権を内容とする売買契約をすることによって、甲建物の所有権をAからBへと移転することができます。所有権を処分することも206条の「処分」に含まれるとするのが、一般的な理解です。

このように、所有権は、**物**(甲建物)に対する権利です。所有者(A)は、物を自分の意のままに扱う、つまり**支配**することができます。所有者(A)は、物の支配を、他人の行為を問わずに、つまり**直接**にすることができます。所有権は、物権の最も基本的な権利です。所有権以外の物権についても、ここで述べたことがあてはまるとされます。

そこで、**物権**とは、人が物を直接に支配する権利をいうと定義されます。

2 © CHUOKEI 1 物権学苑

1 債権とは

CASE 1-2

Aは、Bとの間で、Bが所有する乙土地をAが代金1000万円で購入契約をしました。

CASE 1-2では、Aは、Bに対し、「乙土地の引渡し」をしてもらう**債権**(以下「**債権①**」)とっています。この権利により、①Aは、引渡しを受けた乙土地を正当に保持することができます。つまり、後でBから乙土地を返せといわれても、これを拒むことができます。また、②Aは、Bが乙土地の引渡しをしなくても、これを引き渡すよう求めることができます③。

CASE 1-2では、Bも、Aに対し、「代金1000万円の支払」をしてもらう**債権**(以下「**債権②**」)とっています。この権利により、①Bは、支払を受けた代金1000万円を正当に保持することができます。つまり、後でAから代金1000万円を返せといわれても、これを拒むことができます。また、②Bは、Aが代金1000万円の支払をしなくても、代金1000万円を支払うよう求めることができます。

このように、**債権**は、**一定の行為**(債権①:乙土地の引渡し、債権②:代金1000万円の支払)に対する権利です。債権に対する義務を、**債務**といいます。そこで、**債権**とは、**債権**をもっている人、つまり**債権者**(債権①:A、債権②:B)が、その相手方である人、つまり**債務者**(債権①:B、債務②:A)に対し、一定の行為をしてもらう権利をいうと定義されます。

債権の対象である「一定の行為」を、**給付**といいます。債務者が給付をすると、**債権**は、消滅します。このことを、**弁済**といったり、**履行**といったりします。債権は、消滅します。このことを、**弁済**といったり、**履行**といったりします。債権は、消滅します。このことを、**弁済**といったり、**履行**といったりします。

note

① CASE 1-2では、Aは、Bに対し、債権①をもっており、乙土地の引渡しをしてもらうこと、乙土地の所有権が自らAへと移転した後の登記(所有権移転登記)の申請を拒むということ(債務の給付)ができません。② CASE 1-2では、買主Aと売主Bとの間に、甲土地の所有権はAとBとの間で異なる合意がなされていないとは、原則として、契約時にAからBへと移転しますが、したがって、この場合には、Bが実際に手につきません。Bについては、第9条③、第10条③で学びます。

債権②の対価の行為である「一定の行為」(給付、すなわち学びます)は、原則に反して、債権者の利益を侵害するに反して債権者がするべき行為(乙土地の引渡し)の給付を拒むべきものとされた。つまり債権者としてBは、「債権者としての給付を受ける」(乙土地の引渡し)は、この債権の対象行為です。したがって、ここでは、債権者の利益のため、乙を拒むは出しています。

1 物権とは 3

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

